

<参考資料> エゾシカ狩猟の解禁について

1 エゾシカ可猟市町村（10月1日解禁分）

期 間	振興局	市町村	市町村数	
10/1～ 3/31	空 知	管内全市町	24	112
	石 狩	管内全市町村	8	
	後 志	管内全市町村	20	
	胆 振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町	10	
	渡 島	管内全市町	11	
	檜 山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町	6	
	留 萌	管内全市町村	8	
	宗 谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町	7	
	オホーツク	網走市、紋別市、美幌町、斜里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、湧別町、滝上町、大空町	11	
	釧 路	釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	7	
10/1～ 1/31	根 室	中標津町、標津町、羅臼町	3	3
計			115	

※10/25 解禁市町村：60市町村・全道解禁市町村 175市町村

2 H25年度狩猟事故（道内分）

発生地	発生日月	概 要
道 央	H25年11月	猟友をシカと間違えて、ライフル銃で撃ち、 死亡 させた
道 北	H26年1月	グループでシカ猟の最中、シカに向けて発射したライフル銃弾がシカの体を貫通し、跳弾が付近にいた同行者の額にあたり 重傷 を負わせた
道 東	H26年2月	シカを発見して、車両から降りようとしたところ、車内で銃が暴発し、荷台に乗っていた同行者にあたり 死亡 させた
道 央	H26年3月	グループで有害駆除の最中、キツネに向けて散弾銃を発砲したところ、矢先の不確認により、同行者の太ももほかに散弾が当たり 軽傷 を負わせた

3 北海道エゾシカ対策推進条例に基づく鉛弾所持の禁止

○規制の経緯

- ・北海道では、希少猛禽類であるオオワシやオジロワシが鉛中毒によって死亡する事故が発生
- ・鉛中毒は、猟場に放置されたエゾシカの残滓と一緒に鉛弾の破片を食することが原因
- ・H16年10月から鳥獣保護法に基づき**特定鉛弾の使用を禁止**したが、その後も鉛中毒が発生
- ・そのため、H26年10月からエゾシカ条例に基づき**シカ捕獲を目的とした特定鉛弾の所持を禁止**

○規制対象となる鉛弾

- 鉛を含む物質で作られているライフル弾
- 鉛を含む物質で作られている粒径が7mm以上の散弾（スラッグ弾を含む）

○罰則規定 違反の場合、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

担当課：エゾシカ対策課 担当者：相田 連絡先：204-5986（直通）・24-360（内線）